

邑楽町告示第101号

平成27年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月10日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成27年6月15日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
13番	小沢泰治	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

平成27年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成27年6月15日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについての再議の件について
- 第 4 報告第 1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について
- 第 5 同意第 3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第30号 群馬東部水道企業団の設立について
- 第 8 議案第31号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第32号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第33号 平成27年度邑楽町一般会計補正予算

○出席議員（14名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
13番	小沢泰治	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	副町長
大竹喜代子	教育長
小倉章利	総務課長
橋本喜久雄	企画課長
金井幸男	税務課長
吉田紳二	住民課長
橋本圭司	安全安心課長
河内登	健康福祉課長
多田哲夫	子ども支援課長
大拙一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
半田実	商工振興課長
小島靖	都市建設課長
神山均	会計管理者 兼会計課長
茂木一夫	水道課長
清水雅文	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田部井	春彦	事務局	長
石原	光浩	書	記

---

◎開会及び開議の宣告

○田部井健二議長 ただいまから平成27年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

---

◎諸般の報告

○田部井健二議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付をしておきましたから、ご了承承願います。

次に、町長からお手元に配付のとおり、平成26年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○田部井健二議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において、瀬山登議員、松島茂喜議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○田部井健二議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から19日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田部井健二議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの5日間と決定しました。

---

[14番 小島幸典議員退場]

◎日程第3 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについての再議の件について

○田部井健二議長 日程第3、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについての再議

の件についてを議題とします。

町長から、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについての議決について、法令に違反したと認め、地方自治法第176条第4項の規定によって、再議に付されました。

町長から再議に付した理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについての再議の件について、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年5月21日開会の第1回臨時会において、監査委員の選任につき同意を求めることについて議決をいただきましたが、地方自治法第117条の規定に抵触し、瑕疵ある議決と認められるため、地方自治法第176条第4項の規定により、再議を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについての再議の件についてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについての再議の件については、原案のとおり同意することに決定しました。

〔14番 小島幸典議員入場〕

---

◎日程第4 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について

○田部井健二議長 日程第4、報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告についてを議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙西邑楽土地開発公社に関する平成27年度予算書及び平成26年度決算書のとおりご報告申し上げます。

○田部井健二議長 報告の件について、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 以上で報告第1号については終わります。

---

〔大竹喜代子教育長退場〕

◎日程第5 同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○田部井健二議長 日程第5、同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命し、任期は3年ということになりました。

現大竹喜代子教育長の任期は、平成27年8月9日をもって満了となりますので、引き続き教育長として同氏を任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大賀孝訓議員。

○2番 大賀孝訓議員 ご質問を申し上げます。2番の大賀孝訓でございます。町長にお伺いをいたします。

現の教育長の任期が8月9日までということでございましたが、私はこの件を聞きましたのは、6月4日の総務教育常任委員会が初耳でございました。まだ2カ月余りございますが、なぜこの時期に同意を求めるのかお聞きをいたします。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。



なぜこの時期にかということですが、議会が定例会、6月、9月、12月、3月ということで、年4回にわたっておりまして、その間臨時会ということも可能であります、その前段として臨時会をする間、任期前に定例会の中でご提案申し上げ、そしてその任期満了後は同意をいただいた後にまた引き続きお願いするというので、議会の開催ということも十分考慮いたしまして、定例会の中で提案をさせていただきました。

以上です。

○田部井健二議長 よろしいですか。

○2番 大賀孝訓議員 はい。

○田部井健二議長 ほかにございますか。

神谷長平議員。

○8番 神谷長平議員 町長にお尋ねします。

毎年4月1日が職員の異動等の辞令交付、また新入職員の辞令交付等が行われるわけですが、その辞令交付の中で職員が上着を着て、前のボタンをあげっ放しで辞令交付受けている状況はございますか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 この件に関しては、実はことしの辞令交付の中でも、軽装で出席をした職員がおりました。その際、副町長のほうから厳重に注意をして、以降厳粛な辞令交付でもあるので、そのようなことがないようにということで、課長を通して注意をした経緯があります。ただいまのご質問、全くそのとおりでと思いますので、今後そのようなことがないように十分これからも注意をしていきたいと、このように思っております。

○田部井健二議長 神谷長平議員。

○8番 神谷長平議員 実は、私ことしの4月1日に総務教育常任委員という形で教育委員会の教員の辞令交付式に出席をさせていただいていました。その席で教職員の方が、今、町長がおっしゃったように、ちゃんと指導してやったという形であれば大変好ましいのかなと思うのですが、当然その席の中で、前をあげっ放しで辞令交付をいただいていると、これが教育者の原点かと、そういうことになると、かなり寂しいかなと、そういう面を感じているところでございます。

その席で本来であれば教育のトップである教育長がその辺を指導して、それから辞令交付をすればよかったのかなと、私はそのように感じて見ておりました。本当に毎年見させてもらった中で、私なりに見させてもらっていますけれども、大体1名から2名の方がクエスチョンマークかなと、上辺だけの状況ですから、結果的にはどうかなと。その後、私も追跡してその職員の行動は見ておりません。ですから、その辺については何とも言いがたいのですが、やはり教育者としてこれからの若い子を教育するという立場の先生であれば、その辺を教育長はもう少ししっかりした目でやはり人事交流なり図っていただきたいと、このように思います。

以上です。

○田部井健二議長 ほかにございますか。

大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 今回の教育長の同意事項につきましては、特に私は異論は申し上げません。

ただ、今回こうした全員協議会でも私申し上げましたが、今までと違っていわゆる執行機関と教育委員会というのは、別な形で独立した形の中でやられてきたわけでございます。それが今回中身が変わりまして、要するに首長が罷免、任免も含めて、そういうやり方に変ったわけです。その点につきまして、どうしてこうなったのかということも含めて町長の見解をまずお伺いしておきたいと思っております。お願いいたします。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 この教育行政の改正が行われた背景には、1つには児童生徒におけるいじめの問題等が背景にあったかというふうに記憶しております。そのことについて教育委員会だけの問題で処理することなく、やはり全体、その自治体を預かる責任者も同様な理解が必要ではないか、同様な指導方法が必要でないかということが大きな背景にあるわけでもありまして、したがって教育委員会のみならず、今後は首長が教育大綱を決めた中で、教育委員会と一緒に、その大綱を決め、そして教育行政に当たっていくということになるわけでございますので、背景としては全体の中で十分教育問題についてつまびらかに指導ができるという体制ができたということでもありますので、私自身は的を射た改正ではなかったかなと、このように理解しております。

○田部井健二議長 大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 国のほうでは、いわゆる滋賀県の大津市におけるいじめの問題で、子供さんが犠牲になったということが1つは大きな契機として取り上げられたことは私も承知をしております。その後、全国至るところでいじめの問題あるいは教員の不祥事の問題、いろいろな問題がかなりあちこちで出てまいりました。そのことに対して、要するに国がそれを悪く言えばちょっかいを出してきたのかなというふうに私は思うのですが、本来あるべき教育委員会の中で本来は解決すべき問題だったのではないかなというふうに、私は個人的にはそう思っております。

しかし、法的にそれが変わりまして、いわゆる首長に権限が集中してくるということになりますと、これはやはり町長の責任も大きくなりますし、非常に権限が集中することについては、悪く言うと、例えば教育長になった人が首長の顔色をうかがって教育行政に当たるといようなこともなきにしもあらず、こういうことも考えられるわけです。そういう点では、これからやはりいろいろ教育、そのいじめの問題に限らず、今、国は、今の安倍内閣は非常に私は右傾化していると思っておりますが、そういう方向の中でこういうことを統制的にやっていくと。何か悪く言うとファッション的な感じがしないわけでもないわけですし、その辺は町長としても心してこれからそういう行政に当たっていただかなければならないという点では、かなり責任が重くなると思っております。その点で、

そういう危惧を私は抱いている一人なのですけれども、町長にも一言言葉をいただきたいと思いません。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

教育については、政治的な中立性ということが確保されているわけでもありません。したがって、教育委員会においては引き続き執行機関といわゆる総合教育会議を通して首長と協議し、そして調整を行うということになるわけでもありませんので、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているわけでもありませんから、その総合教育会議の中で十分議論した中で、そういった偏ったといえますか、いわゆる教育の中立性ということについては確保していかなければならないと、今後もそのような形で進めていければと、このように思います。

○田部井健二議長 よろしいですか。

○11番 大野貞夫議員 はい。

○田部井健二議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大賀孝訓議員。

〔2番 大賀孝訓議員登壇〕

○2番 大賀孝訓議員 2番の大賀孝訓です。よろしくお願いをいたします。私は、先ほどの町長の人事案件の提案について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

教育長の任命でございますが、今、私どもが最も重要と考える教育長の責務は、教職員の人事であると思っております。県費負担教職員が邑楽町関係で約160名余り、町費負担が45名、合計200名を超える教職員が6校の現場にあります。そのほか幼稚園、図書館あるいは給食センター、体育館、公民館等もろもろのところを合わせますと300名にも上ると思われる教職員が、あるいは社会教育団体に属する職員もおります。

この中で、県費負担教職員の問題は特に大きな問題でございます。先ほどの神谷議員のご質問でございますが、教職員の資質の向上というのは、今、教育委員会あるいは学校現場に課せられた最も大きな問題でございます。特に邑楽町においては、人事についてはどうであったかということを検証してみますと、例えば校長、教頭等の管理職の任用に偏りはなかったかどうか、学校において小規模校であるとか、新しい学校であるとかというところに新任校長、新任教頭のような管理職が優先的に配置をされて、いわゆる伝統校であるとか、あるいは中心校と言われる学校に退職間際のベテラン教職員が配置されているというふうなことはなかったかどうか。一般職員においても県

費負担の職員の中で、いろいろと研修の機会がございますが、邑楽町に割り当てのセンター研修者であるとか、教育センターでございます。あるいは国内の大学院の内地留学、これは2年間給料をもらって教職員が群馬大学、上越教育大学等の大学院に研修に行くわけでありまして、2年間給料をもらって行くのです。

そんな中で、そういった邑楽町の割り当ての地区で出た教職員が今現在何人残っておるのか。私の記憶では、過去3名から4名おったと思いますが、一人もおりません。あるいは町の町内関係者の育成、特に管理職、町内出身の教職員の管理職への登用、それにかかわる育成、一生懸命やっている教職員を町として教頭、校長に登用していくというふうなことについても劣るところはなかったのか、あるいは他の市町村の教育委員会と邑楽町の教育委員会との力のバランスの関係、これは教育長会議で人事は決定するわけでありまして、大変大きな交渉テクニックも必要でありますし、教職員の人事に関しては、他の教育委員会の教育長との折衝力というのは非常に必要になってきます。

先ほども神谷議員がおっしゃったように、いろんな教職員がおりますけれども、今、県の教育委員会でも最も重要視しているのが問題教員、平たく言うと指導力不足教員ということです。これについては年度当初、各学校に指導力不足教員がいないかどうか、校長、教頭に調査をしております。そして、指導力不足、学級担任も持てない、あるいは教科指導についても指導力が欠けておると、こういう教職員については非常に問題にいたしまして、教育センター等で再研修の機会を与え、指導力不足教員への対応をしておるところであります。

この指導力不足教員というのは誰とは申し上げませんが、各教育委員会、市、町の教育委員会においては、おおむねわかるわけでございます。したがって、どこそこの町にこういう教職員、管理職がおるとすれば、それは当然とってはいただけない。邑楽町からの他の市町との交流もなかなかスムーズにいかない、これが現実の姿であります。これは教育長の大きな仕事であるというふうに思っております。

それから、2番目として、権限の強化が新しい教育長にはなされると思っております。町長部局との連携も大きな問題になりましょうし、今まで以上に、教育と同時に財政の関係ですとか、そういったことも非常に大きな要因になってくるというふうに思われます。

特に必要なのは、今、教育委員会はますます大きくなりつつありまして、6校の小中学校以外に、幼稚園、図書館、公民館、体育館、給食センター等の施設、それに付随する施設の管理運営も非常に大きな問題になっております。あるいは文化財保護をどうしていくのか、町の教育研究所の運営のあり方をどうしていくのか。教育相談等の効果的な運営をどうしていくのか、これらも非常に大きな問題になっております。したがって、新しい教育長につきましては、非常に問題が多く、幅が広い責任も出てきます。それらの各課題への適切な対応力が必要になります。緊急時の対応の適切な素早い対応を新教育長には求められます。あるいは教職員からの絶大なる信頼、今度の人事

はおかしいよなというふうな声が出ないような県費負担教職員、町費負担教職員からも絶大なる信頼が求められております。あるいは先ほども出ましたけれども、いじめ、不登校、ひきこもり等の非社会的問題行動への陣頭指揮が当然重要になってまいります。一時期校内暴力が荒れた時代には、反社会的行動と申しましたけれども、現在ではいわゆる非社会的問題行動への対応、これは非常に大きな責務になってまいります。

したがって、有能かつ優秀な人材の登用がここでは必要になってくるわけでございます。特に新しい教育委員会体制ということで、これは戦後の大きな教育委員会改革の一つでもあります。大きな変化の時期であります。したがって、これからの邑楽町の5年後、10年後、いや、もっと長いスパンでの、20年、30年後の教育を考えたときに、この大きな変革を見逃してはなりません。旧態依然としたままの教育委員会であってはいけません。新しい教育委員会体制に即した新しい人事が必要になろうかというふうに思っております。

特に周りの市町の教育委員会の様子を見ますと、必ずしも町内在住者あるいは市内在住者が教育長になっておるとは限りません。例えば隣の大泉町などを見ますと、3代続けて教育長は町外の方です。伊勢崎市の方、そして太田市の方、現在は邑楽町在住の方が大泉町の教育長になっております。千代田町においてもそうです。館林市在住の方が千代田町の教育長になっております。こんなふうに周りの市町においては特段に居住地がその町内にあるかないかということは問題にしておりません。その人物の指導力があるかどうか。こういった優秀な人材を幅広く登用しているのが邑楽郡、ひいては東部教育事務所管内の教育委員会の特色でもあるかというふうに思っております。

このままやはり今の教育委員会体制が大きな変化を見せているところに、幅広く人材というのは求めていく必要があると思うのです。そのことが邑楽町の教育の向上につながっていくというふうに思っております。今まで問題なくやってきた教育長だから大丈夫だろうというふうな考え方からどうぞ皆さん、考え方を変えていこうではありませんか。ご出席の議員の方々あるいはご出席の各課長の方々にも申し上げたいと思うのでありますが、今この新教育長を選ぶということは、本町教育の大きな転換期であります。また、転換期ということは大きなチャンスの時期とも言えます。町の今後の教育の向上、教育を充実させるためには、幅広い視点で、幅広い優秀な人材を求めていくということが今最も求められているのではないかと、こんなふうに思っております。

私は、ただ単に町長が提案した教育長の案件を受け入れるということではなく、まだ時間がございますから、もっともっと幅広く、もっともっと優秀な人材を登用することをぜひ強く求めて反対討論とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○田部井健二議長 ほかに討論ありませんか。

坂井孝次議員。

〔10番 坂井孝次議員登壇〕

○10番 坂井孝次議員 私は、賛成討論をさせていただきます。

内部の教育委員会体制とかというのは、本を見たり、そういう情報しか持っておりません。私のいい悪いの判断は、新聞情報、それから町の人たちの話、学校の話、そういうものを総合して自分は判断をしました。まず、大竹教育長のやられたことについて、これはすばらしいというようなのを3つほど私なりに理解しているのを紹介したいと思います。

まず、先日上毛新聞にAL Tの話が載っておりました。これは高崎市の話です。高崎市は、市内の小中高83校に外国指導助手を1名ずつ常駐させるということが載っていました。現在どれくらいいるかということ、41名です、現状。83校につけるには2年かかるそうです、2年。高崎市ともあろうところがです。邑楽町はどうかということ、既に全校にAL Tを常駐させております。これはすばらしいことだと私は思います。

私も今そういう形で自分自身も機会あるたび、英語のグループのところへ入って会話を楽しんでおりますけれども、やはりそういう形のAL T、それから子供の教育、こういうものは将来グローバル化がどんどん発達してくると、日本人のように外国人を見ておじけづいているというようなのではまずだめだと思います。外国人を見て、平気で話をする、話ができる、そういう体制をつくるには、やはりこのAL Tの常駐というのは非常に効果のある方策だと思っています。ですから、高崎市に比べていいなと、こういうことですが、その中の新聞の中に、こういうことが書いてあります。1校体制は県内12市で初めてだと、初めてなのです。ということは、そういうAL Tに対する理解はほとんどされていない。グローバル化にマッチするような教育はされていない。ところが、邑楽町は既にそういうことをやられているわけです。自信を持ってやっばりこれはPRしていかなければいけないと思います、私は。そういう点から見ると、お金もたしかかかるようです、大分。目標を達成するのに2年ぐらいかかる。それから、年間1億9,000万幾らかかると。これはお金はかかってしょうがないのです。なぜかといえば、日本は資源のない国です。人を育てて世界に活躍してもらう以外にないと思っています、資源がないのですから。そうすると人を育てることに投資をする。これは一番大事なことです。その点、教育長は既にそういうことをやられていますから、これこそ評価してやるべきことではないかと私はまず1つ思います。

それから、2番目に、全校に配置されていることを聞いていますけれども、私がまだよく知らないのですが、聞いた話なので、そのままを言いますけれども、いじめとか不登校の減少というのを目的に、独自のシステムとして、マイタウンティーチャー、そういうシステムも邑楽町はつくられているということです。ですから、いじめだとか、不登校だとか、そういうことが見られるようなところは、その相談員が行って、「どうなんですか」というように懇切丁寧に指導していると、こういうのはやっぱり現場に即した教育だと思うのです。これこそオン・ザ・ジョブ・トレーニングだと思うのです。これができるのは、やっぱり現場の人だと思います。トップからこういうふうにやろう、あれをやろうと言っても、やっぱりなかなかできない。そういう点では、この相談員制度

というのは、非常に私はいいいシステムだなど。これは町で全体でつくられたのだと思いますけれども。

それから、もう一つ、邑楽町いじめ防止基本方針というのを策定されたということです。これについては子ども会議というのをやっている、子ども会議。教職員だけではないです。だから、そういう現場に即した対応がやっぱり子供を伸ばすのだと思うし、上からだけの指導ではやっぱりだめだなど、私は現場主義をとられている教育長に対しては非常に評価をさせてもらっています。

また、広報おうらの中にありますけれども、これは邑楽町教育委員会、そういうところで教育に関しての記事が連載されていますね、毎号。これはなかなか見えて、「ああ、なるほど、こういうのか」ということで、私はもう子供は既におりませんけれども、そういう感じなものがその中からとれますし、非常によかったなというふうに思います。

それから、最後に国が女性の登用というのを進めております。幸い、教育長は女性でもありますし、ぜひこの人に現場で、教育に即した、現場に即した育て方をさせていただきたいと思います。反対意見のほうにもありましたように、いろいろな配慮をしなければいけないこともあると思います。ぜひそういうことも配慮して、町の子供たちを健全な子供たちにしてやって、この町が将来活性化をするのは、町の子供たちしかないと思います。ぜひそういう点で教育に力を入れていただいている大竹教育長に賛成という討論をさせていただきました。ありがとうございました。

○田部井健二議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第3号 教育委員会教育長の任命について同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○田部井健二議長 起立多数。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔大竹喜代子教育長入場〕

---

◎日程第6 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○田部井健二議長 日程第6、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会の委員であります邑楽町大字中野在住の松原茂雄氏の任期が、平成27年6月18日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第7 議案第30号 群馬東部水道企業団の設立について

○田部井健二議長 日程第7、議案第30号 群馬東部水道企業団の設立についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第30号 群馬東部水道企業団の設立について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の水道事業を統合し、水道事業の経営に関する事務を共同処理するため、地方自治法第284条第2項の規定により、関係市町との協議によって規約を定め、群馬東部水道企業団を設立することについて、関係市町と協議を行うため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。



よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小沢泰治議員。

○13番 小沢泰治議員 町長に伺います。13番、小沢泰治です。

東毛ということを見ると、4市5町ですか、そういう地勢だと思えますけれども、桐生市がなぜこれに入っていないのか教えてください。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 桐生市がなぜ入っていないのかということですが、当初は桐生市のほうへも呼びかけをしたという経緯はありますが、桐生市の事情ということがありまして、その水道事業に関しての経営的な問題が十分その中に含まれているのだろうと。したがって、この企業団のほうには参画をしなかったと、そのような経緯であります。

○田部井健二議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第30号 群馬東部水道企業団の設立についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第31号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

○田部井健二議長 日程第8、議案第31号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第31号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につい

て、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、母子家庭、父子家庭において、母もしくは父と子の住所が異なる場合、現条例では支給対象者でなくなることから、住所要件を見直し、これらの児童に福祉医療費の支給ができるよう、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第32号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例

○田部井健二議長 日程第9、議案第32号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第32号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、国が消費税率引き上げによる公費を投入して、低所得者の介護保険料軽減を行うこととなったため、9段階ある保険料設定段階のうち、第1段階の保険料率を基準額の0.5か

ら0.45に引き下げ、年額で2万9,160円とし、平成27年度から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第33号 平成27年度邑楽町一般会計補正予算

○田部井健二議長 日程第10、議案第33号 平成27年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第33号 平成27年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,457万5,000円を追加し、予算の総額を88億757万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金5,563万4,000円及び町債70万円の増額と繰入金175万9,000円の減額であります。

歳出については、民生費1,270万円、農林水産業費987万5,000円、教育費3,200万円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第33号 平成27年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○田部井健二議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日16日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

〔午前10時54分 散会〕